

令和7年度第1回朝霞市子ども・子育て会議 次第

日 時：令和7年7月1日（火）
午後2時から午後4時まで
場 所：朝霞市民会館（ゆめぱれす）
201会議室

1 開 会

2 朝霞市子ども・子育て会議委員委嘱

3 議 題

- （1）会長及び副会長の選出について
- （2）子ども・子育て会議の運営について
- （3）子ども・子育て支援事業計画について
- （4）部会員の選出について
- （5）その他

4 閉 会

令和7年度第1回朝霞市子ども・子育て会議
配布資料一覧

- 資料1 朝霞市子ども・子育て会議委員名簿
- 資料2 朝霞市子ども・子育て会議条例
- 資料3 朝霞市子ども・子育て会議部会設置規程
- 資料4 朝霞市子ども・子育て会議傍聴要領
- 資料5 子ども・子育て会議の概要
 - 資料5-1 計画の推進・進捗管理
 - 資料5-2 朝霞市子ども・子育て支援事業計画 評価フローチャート
 - 資料5-3 朝霞市子ども・子育て会議 部会名簿（案）
- 別添1 こども誰でも通園制度について
- 別添2 土曜日の共同保育について
- 別添3 保育施設等における災害時の臨時休園等ガイドラインについて
- 別添4 待機児童の報告（保育園）
- 別添5 待機児童の報告（放課後児童クラブ）
- 別添6 子育て支援センターでの一時保育について
 - こども家庭センター パンフレット
 - あさか子育てガイドブック2025

（新規委員のみ）

- ・第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画 概要版、本編
- ・朝霞市こども計画 概要版、本編

朝霞市子ども・子育て会議 委員名簿
(任期：令和7年7月1日～令和9年3月31日)

定数 25 人以内

区分	選出団体等	氏名
第1号 知識経験を有するもの 【4名】	1 学校法人東洋大学	嶋崎 博嗣
	2 十文字学園女子大学	鈴木 晴子
	3 公益財団法人21世紀職業財団	山谷 真名
	4 朝霞市小中学校校長会	小林 美加
第2号 保護者 【5名】	5 公営保育園保護者	戎井 香央里
	6 民営保育園保護者	富岡 すずか
	7 幼稚園保護者	宮野 綾子
	8 朝霞市保護者代表連絡会	藤巻 直也
	9 朝霞市放課後児童クラブ連絡協議会	村山 玲弥
第3号 子ども・子育て支援に 関する事業に従事するもの 【4名】	10 朝霞市社会福祉法人民間保育園連絡協議会	大谷 由香
	11 東上地区私立幼稚園協会朝霞支部	佐藤 順與
	12 社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会	川合 義和
	13 朝霞地区福祉会みつばすみれ学園	岡部 利枝
第4号 公募による市民 【2名】	14 公募市民	亀谷 真之
	15 公募市民	政 夕舞
第5号 その他 【10名】	16 朝霞市議会議員	西 明
	17 朝霞市民生委員児童委員協議会 (主任児童委員)	宮永 純子
	18 子育て関連団体【地域子育て】 (あさか子育てネットワーク：美えな塾)	片山 弥生
	19 子育て関連団体【こどもの居場所・貧困対策】 (こどもの居場所ネット：あさかみらいこども食堂)	吉村 智代
	20 NPO法人なかよしねっと	安孫子 陽子
	21 子育て関連団体【青少年健全育成】 (朝霞市青少年育成市民会議)	渡邊 俊夫
	22 子育て関連団体【児童養護】 (朝霞市地区里親会)	図師 寛子
	23 子育て関連団体【こどもの居場所】 (NPO 法人あさかプレーパークの会)	平田 芙美子
	24 子育て関連団体【こどもの居場所】 (ハッピースマイル)	原 賢治
	25 朝霞市放課後子ども教室受託事業者 (特定非営利活動法人 三楽)	串田 晴美

○朝霞市子ども・子育て会議条例

平成25年 9 月27日 条例第51号

改正

平成26年 3 月31日 条例第 5 号

平成29年12月20日 条例第21号

平成30年 9 月28日 条例第20号

令和 5 年 3 月27日 条例第 3 号

朝霞市子ども・子育て会議条例

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、朝霞市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事務を処理すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に諮って部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、こども・健康部こども未来課及びこども・健康部保育課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年朝霞市条例第2号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成26年条例第5号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月20日条例第21号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月27日条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

朝霞市子ども・子育て会議部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、朝霞市子ども・子育て会議条例（平成25年9月27日条例第51号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、朝霞市子ども・子育て会議の部会の設置及び運営について必要な事項を定める。

(部会の所掌事務)

第2条 朝霞市子ども・子育て会議に部会を置き、条例第3条に掲げる事務に係る具体的取組とその推進方策について審議する。

2 部会の名称及び所掌事務は、別表のとおりとする。

(部会の組織)

第3条 部会は、委員11人以内で組織する。

(招集)

第4条 部会は、部会長が会長に諮って招集する。

2 部会長は、必要があるときは、部会に部会員以外の者の出席を求めることができる。

(審議事項の報告)

第5条 部会長は、部会において審議した事項について朝霞市子ども子育て会議に報告する。

別表（第2条関係）

名称	所掌事務
保育園等運営検討部会	○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所並びに放課後児童クラブ（以下「保育園等」という。）の施設整備及び運営に関すること。 ○認可外保育施設に関すること。 ○その他、市長が必要と認めること。
保育園等利用者負担検討部会	○保育園等の利用者負担の検討に関すること。
子ども・子育て支援事業計画部会	○子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること。

○朝霞市子ども・子育て会議傍聴要領

朝霞市子ども・子育て会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会時刻までに、会場で受付をし、会長の許可を受けた上で、係員の指示に従い、入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の事項に違反したときは、会長はこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことになります。
- (3) 次に該当する方は、傍聴席に入ることができません。
 - ① 刃物等危険なものを持っている者
 - ② 酒気を帯びていると認められる者
 - ③ 張り紙、ビラ、掲示版、プラカード、旗、のぼり等を持っている者
 - ④ 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (4) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることとはできません。ただし、会長の許可を受けたときは、この限りではありません。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
- (3) 会場において発言しないこと。
- (4) 鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 会場において、会長の許可なく、会議の模様を撮影し、又は録音等を行わないこと。
- (9) 携帯電話等通信機器を使用しないこと。
- (10) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

1 子ども・子育て会議の概要

子ども・子育て会議の運営について

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に基づき、市の子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、本市では平成27年度に設置されました。

この会議の事務については、子ども・子育て支援法第72条第1項に定められており、市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的な計画である

- ・第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）
- ・朝霞市こども計画（令和7年度～令和11年度）

の推進に関し、必要な事項や施策の実施状況を調査審議いただくとともに、保育園や放課後児童クラブなどの施設整備や運営に関する基準、利用者負担などの検討をお願いしています。

なお、委員の任期は2年間となっています。（保護者代表など毎年変更になる委員については、任期途中で交代となることもあります。）

★POINT①★

本市では、市の子ども・子育て施策を推進するため、こども・健康部をはじめ、市の全庁各課で行っている子育て事業等を体系的に取りまとめた計画を策定しています。

今年度、委員の皆様にお願する調査審議については、第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）に位置付ける、前年度に行った子育て事業等について、評価をお願いする形となります。

（参照）

資料 5－1 計画の推進・進捗管理体制

資料 5－2 朝霞市子ども・子育て支援事業計画評価フローチャート

★POINT②★

子ども・子育て会議は基本的に年3回（新規委員委嘱の年は年4回）の会議を行っています。ただし、必要に応じ、会長が招集する場合があります。

令和7年度朝霞市子ども・子育て会議（予定）	
第1回（7月1日）	(1)会長及び副会長の選出について (2)子ども・子育て会議の運営について (3)子ども・子育て支援事業計画について (4)部会員の選出について (5)その他
第2回（8月22日）	(1)第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の 進捗管理について (2)その他
第3回（11月中旬）	(1)第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画の 評価について (2)その他
第4回（1月下旬）	(1)第2期朝霞市子ども・子育て支援事業計画 令和7年度事業実施進捗状況報告書について (2)その他

部会の運営について

本市の子ども・子育て会議においては、委員の皆様がより活発な意見交換ができるよう、「朝霞市子ども・子育て会議部会設置規程」に基づき、3つの部会を設けており、各部会でご審議いただいた事項を、全体会議においてご意見をいただく形で運営しています。

子ども・子育て会議には、保育園等運営検討部会、保育園等利用者負担検討部会、子ども・子育て支援事業計画部会の3つの部会があります。

保育園等運営 検討部会	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所並びに放課後児童クラブ（以下「保育園等」という。）の施設整備及び運営に関することや、認可外保育施設に関すること等について審議いただきます。
保育園等利用者負担 検討部会	保育園等の利用者負担の検討に関すること等について審議いただきます。
子ども・子育て支援 事業計画部会	子ども・子育て支援事業計画の策定に関すること等について審議いただきます。

★POINT③★

昨年度までは、朝霞市こども計画の策定に向け、子ども・子育て支援事業計画部会を中心に行ってきましたが、計画策定が終了したことに伴い、保育園等運営検討部会を中心を開催することが想定されます。

なお、部会に属する委員につきましては、「朝霞市子ども・子育て会議条例」第8条第2項の規定により、会長が指名することとなっています。

（参照）

資料 5-3 朝霞市子ども・子育て会議委員部会名簿（案）

第6章 計画の推進・進捗管理体制

1 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での連携が必要であり、家庭をはじめ、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、そのほか関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

そのため、朝霞市子ども・子育て会議を計画の評価・検証をする機関とします。

2 情報提供・周知

本市では、これまで子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報やホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど市民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

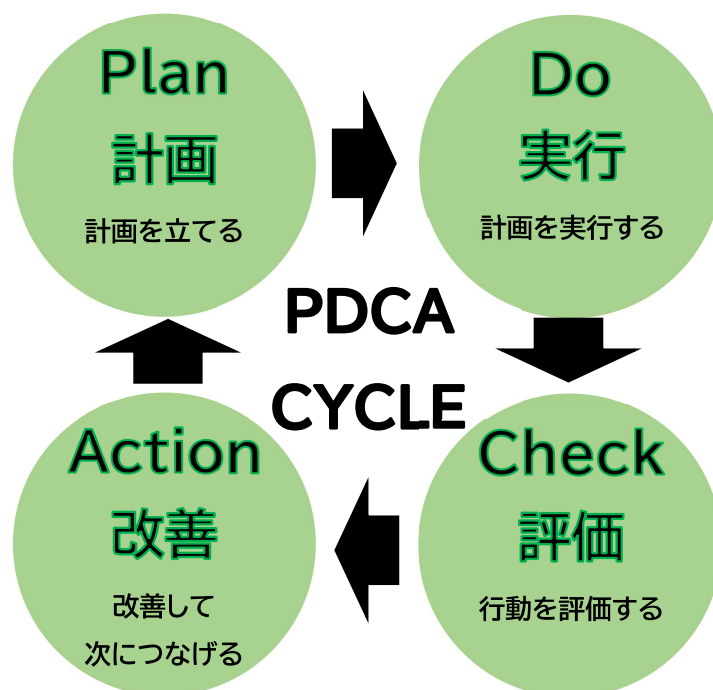
今後も、本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

3 計画の評価・検証・公表

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

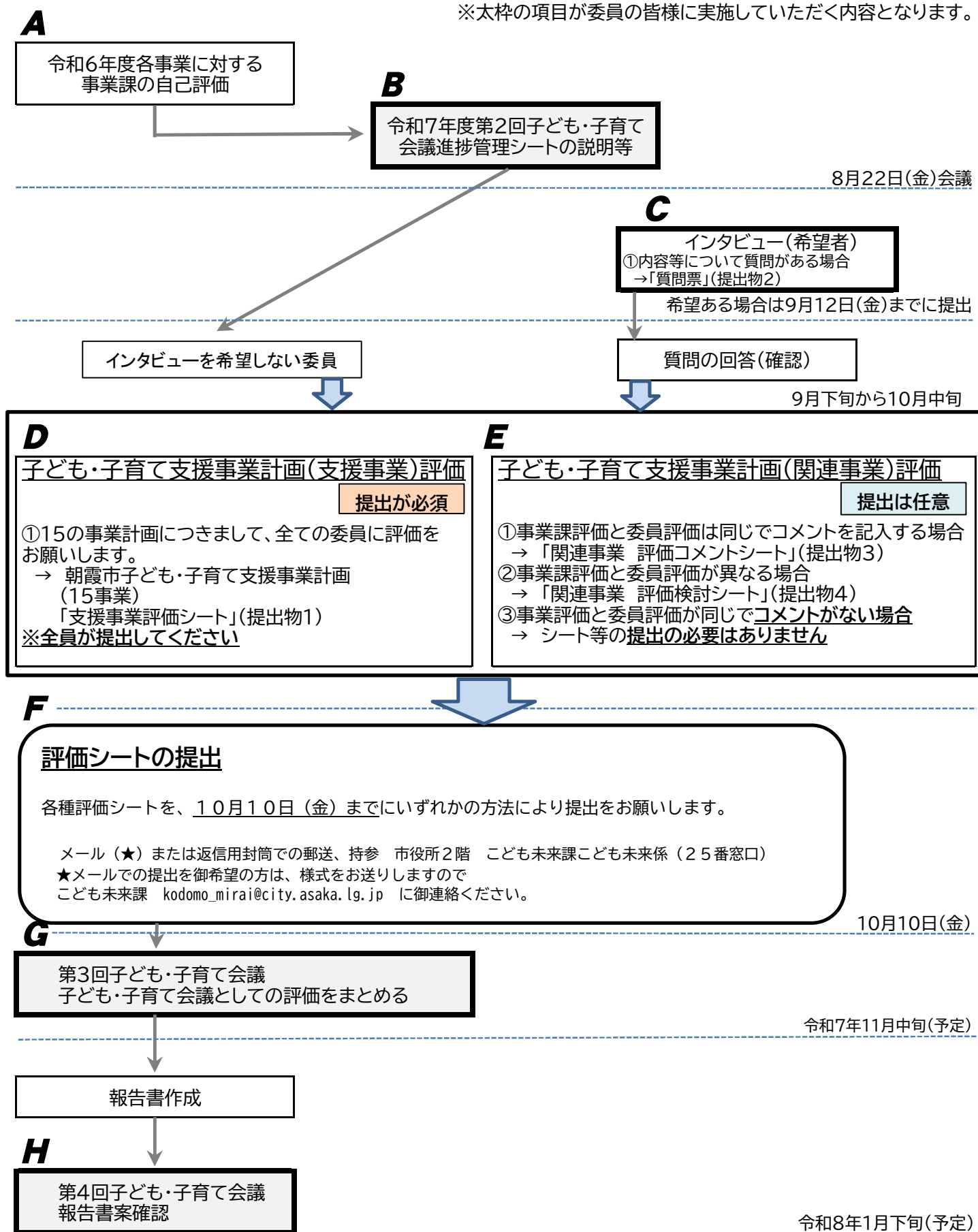
具体的には、以下の図のようにPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

朝霞市子ども・子育て会議において年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報等を通じて公表していきます。



朝霞市子ども・子育て支援事業計画 評価フローチャート

※太枠の項目が委員の皆様へ実施していただく内容となります。



朝霞市子ども・子育て会議委員 部会名簿（案）

任期：令和7年7月1日～令和9年3月31日

保育園等運営検討部会 (8名)	鈴木 晴子	十文字学園女子大学	1号
	富岡すずか	民営保育園保護者	2号
	戎井香央里	公営保育園保護者	2号
	宮野 綾子	幼稚園保護者	2号
	大谷 由香	朝霞市社会福祉法人民間保育園連絡協議会	3号
	佐藤 順與	東上地区私立幼稚園協会朝霞支部	3号
	図師 寛子	朝霞市地区里親会	5号
	西 明	朝霞市議会議員	5号
保育園等利用者負担検討部会 (7名)	嶋崎 博嗣	東洋大学	1号
	藤巻 直也	朝霞市保護者代表連絡会	2号
	岡部 利枝	朝霞地区福祉会みつばすみれ学園	3号
	川合 義和	社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会	3号
	亀谷 真之	公募市民	4号
	宮永 純子	朝霞市民生委員・児童委員協議会	5号
	渡邊 俊夫	朝霞市青少年育成市民会議	5号
子ども・子育て支援事業計画部会 (10名)	山谷 真名	公益財団法人21世紀職業財団	1号
	小林 美加	朝霞市小中学校校長会	1号
	村山 玲弥	朝霞市放課後児童クラブ連絡協議会	2号
	政 夕舞	公募市民	4号
	片山 弥生	あさか子育てネットワーク	5号
	吉村 智代	朝霞・志木・新座・和光こどもの居場所ネット	5号
	安孫子陽子	NPO法人なかよしねっと	5号
	平田芙美子	NPO法人あさかプレーパークの会	5号
	原 賢治	ハッピースマイル	5号
	串田 晴美	朝霞市放課後子ども教室受託事業者【三楽グループ】	5号

令和7年7月1日子ども・子育て会議

保育課議題

別添1 こども誰でも通園制度について

別添2 土曜日の共同保育について

別添3 保育施設等における災害時の臨時休園等ガイドラインについて

別添4 待機児童の報告(保育園)

別添5 待機児童の報告(放課後児童クラブ)

別添6 子育て支援センターでの一時保育について

朝霞市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の 設備及び運営の基準に関する条例の概要

※朝霞市こども誰でも通園制度に関する条例は、今後、朝霞市議会に提出
予定であり、詳細は決定したものではないことを御承知おきください。

1 経緯

児童福祉法の改正により、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを育てている家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度となる乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)を令和8年度から全国の自治体で実施する。

事業を実施するためには、設備や運営に関する基準について国が定める基準をもとに条例で定めることが必要であることから、当該条例を新たに制定する。

2 乳児等通園支援事業の概要

(1)利用対象者 : 次の①、②に該当するこどもとその保護者

①0歳6か月から満3歳未満のこどもであること。

②認可保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所に入所していないこと。

(2)利用時間上限:こども一人当たり月10時間

(3)利用料 : 1時間当たり300円程度 ※各事業者において設定

3 条例の概要

(1)乳児等通園支援事業者の一般原則

法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならないとするもの。

(2)設備の基準

乳児等通園支援事業を行う事業所は、年齢に応じて乳児室や便所などを設けるとともに、各部屋の面積基準等を定めるもの。

(3)職員の配置基準

乳児等通園支援事業に従事する職員の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人に1人以上とし、その半数以上は保育士とするもの。

4 スケジュール

令和7年度

5月	市内保育施設への制度の意向調査
7月	子ども・子育て会議で制度概要説明
8月	保育園等向け合同園長会で制度概要説明 幼稚園合同会議で制度概要説明
9月	朝霞市議会定例会 本制度の設備及び運営に関する基準を定める条例を提出
10月	実施に向けた事業者募集、事前協議
11月	実施事業者から市に認可申請、市による審査
12月	子ども・子育て会議で認可に関する意見聴取
1月	市から実施事業者に認可通知、準備作業

令和8年度

4月	制度開始
----	------

朝霞市記者発表資料

令和 7 年 5 月 2 9 日

タイトル	公設公営保育園で土曜日の共同保育実証実験を実施します	
いつ 実施月日・工期等	令和 7 年 8 月 9 日（土） から 令和 7 年 1 0 月 1 8 日（土）までの毎土曜日	
どこで 会場・開催地等	朝霞市さくら保育園	
だれが 主催者・関係者	朝霞市保育課	
なにを 事業内容等 なぜ 理由・目的等 どのようにして 経過等	1 内容	土曜日に保育園が連携して 1 か所の保育園で保育を行う共同保育について、効果や問題点を検証するため実証実験を行う。
	2 理由	保育士等の働き方改革の一環として勤務環境を改善するため。
	3 実施方法	浜崎保育園・さくら保育園に入所している児童は、土曜日はさくら保育園に登園していただいたうえで、2 か所の保育園職員が連携して保育を行う。
	4 効果等	浜崎保育園（定員 7 0 名）、さくら保育園（定員 1 0 0 名）は合計 1 7 0 名の定員であるが、土曜日の利用児童は合わせて 1 3 名程度（本年 4 月実績）である。 2 園それぞれで土曜保育を行う場合、各園 4 名程度の保育士と 2 名の調理員で対応するため、合わせて 1 2 名程度の職員が出動している。これを 1 園に集約した場合、半数の 6 名程度の職員で対応可能となり、保育園職員の働き方改革につながるものと考えられる。
どのくらい 予算・人員等		
その他		
写真	無	
問い合わせ	朝霞市 こども・健康部 保育課 TEL 0 4 8 - 4 6 3 - 2 9 3 9	

朝霞市共同保育実証実験実施要領

令和 7 年 5 月 1 5 日 市長決裁

(目的)

第 1 条 この要領は、公立保育園において、「平成 3 0 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について」（平成 3 1 年 3 月 2 9 日事務連絡）及び「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和 5 年 5 月 1 9 日こ成保 3 8 ・ 5 文科初等第 4 8 3 号）で規定する共同保育の実施に関し必要な事項を定め、もって保育士等の勤務環境の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同保育 土曜日において、他の施設と共同で行う保育をいう。
- (2) 実施施設 自園の児童に加え、他の施設を利用している児童を受け入れて、共同保育を実施する施設をいう。朝霞市さくら保育園とする。
- (3) 連携施設 実施施設と連携し、自園の児童を実施施設で保育する施設をいう。朝霞市浜崎保育園とする。

(実施要件)

第 3 条 実施施設及び連携施設は、共同保育の実施に当たり、次の各号すべてを遵守しなければならない。

- (1) 実施施設は、実施施設に適用される設備運営基準及び職員配置基準を遵守すること。
- (2) 共同保育における開所時間は、原則として午前 7 時から午後 7 時までとする。
- (3) 共同保育を実施する職員は、実施施設及び連携施設に勤務する職員とし、各施設から 1 名以上配置すること。
- (4) 実施施設は、保育に必要な給食を提供すること。また、アレルギー等、配慮が必要な児童の状況を十分踏まえた給食を提供すること。

(その他)

第 4 条 この要領に定めるもののほか、共同保育において必要な事項は、市長が別に定める。

朝霞市の保育施設等における災害時の臨時休園等ガイドライン

令和7年 月 日

1 目的

朝霞市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、事業所内保育事業所（以下、「保育所等」という。）において、地震、台風、集中豪雨等の自然災害発生時（以下、「災害時」という。）に、児童や保護者、職員の生命や安全を守るため、保育所等の開所や臨時休園の判断基準及び対応について、ガイドラインを定める。

2 対象施設

市内認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、事業所内保育所

3 基本的な対応方針

保育所等は、保護者が就労などにより家庭で保育できない児童を保育することを目的とする施設であり、非常時であっても保育を提供することが求められる。

そのため、児童の安全確保を最優先としたうえで、災害時においても施設及び施設周辺の安全確認を行い、児童を受け入れるための職員体制の確保に努め、受け入れ人数を制限してでも可能な限り開所することを原則とする。

そのうえで、被害を最小限に抑えるためやむを得ない措置として臨時休園等の対応を実施するものとする。

4 社会的要請が強い職業に従事する保護者への対応

災害時において社会的要請が強い防災関係者や医療関係者、警察、自衛隊、行政、ライフライン（電気、ガス、水道、交通、通信等）復旧に従事する者等については、保育の提供を確保する必要性が高い。

そのため、両親ともに、もしくはひとり親で該当の職業であり、災害への対応業務に従事しなければならない場合、臨時休園中であっても、使用可能な施設の範囲及び職員体制の確保ができる範囲で、安全に留意しつつ、規模を縮小してでも可能な限り該当の児童を受け入れること。

5 臨時休園等の判断基準

このガイドライン等を参考にしながら、日頃から避難行動や基準について保護者と合意を取っておく。そのうえで、各保育所等の責任者が対応を判断する。

○風水害の場合

警戒レベル	開園前	保育中
警戒レベル5	臨時休園 (※1)	避難または保護者へお迎えを依頼(※2)
警戒レベル4		
警戒レベル3		

○地震の場合

	開園前	保育中
朝霞市内で震度5弱以上を観測	安全な保育が可能と判断できるまで臨時休園	避難または保護者へお迎えを依頼(※2)

※1 警戒レベル3は災害発生前に発令されることもあるため、臨時休園が必要か、ハザードマップなど所在する地域の危険性を見て慎重に判断する。

※2 施設及び施設周辺の状況により、保育を継続するか、避難するか、保育所に留まり保護者へお迎えを要請するか判断する。

6 保育再開の基準

災害発生後、次の事項を確認し、速やかに保育を再開する。いったん臨時休園とした当日も、可能な限り保育の提供に努めることとする。

○避難情報や警報が解除され、施設及び周辺の安全確認、ライフラインの状況確認、職員体制の確保ができ次第、速やかに開園する。

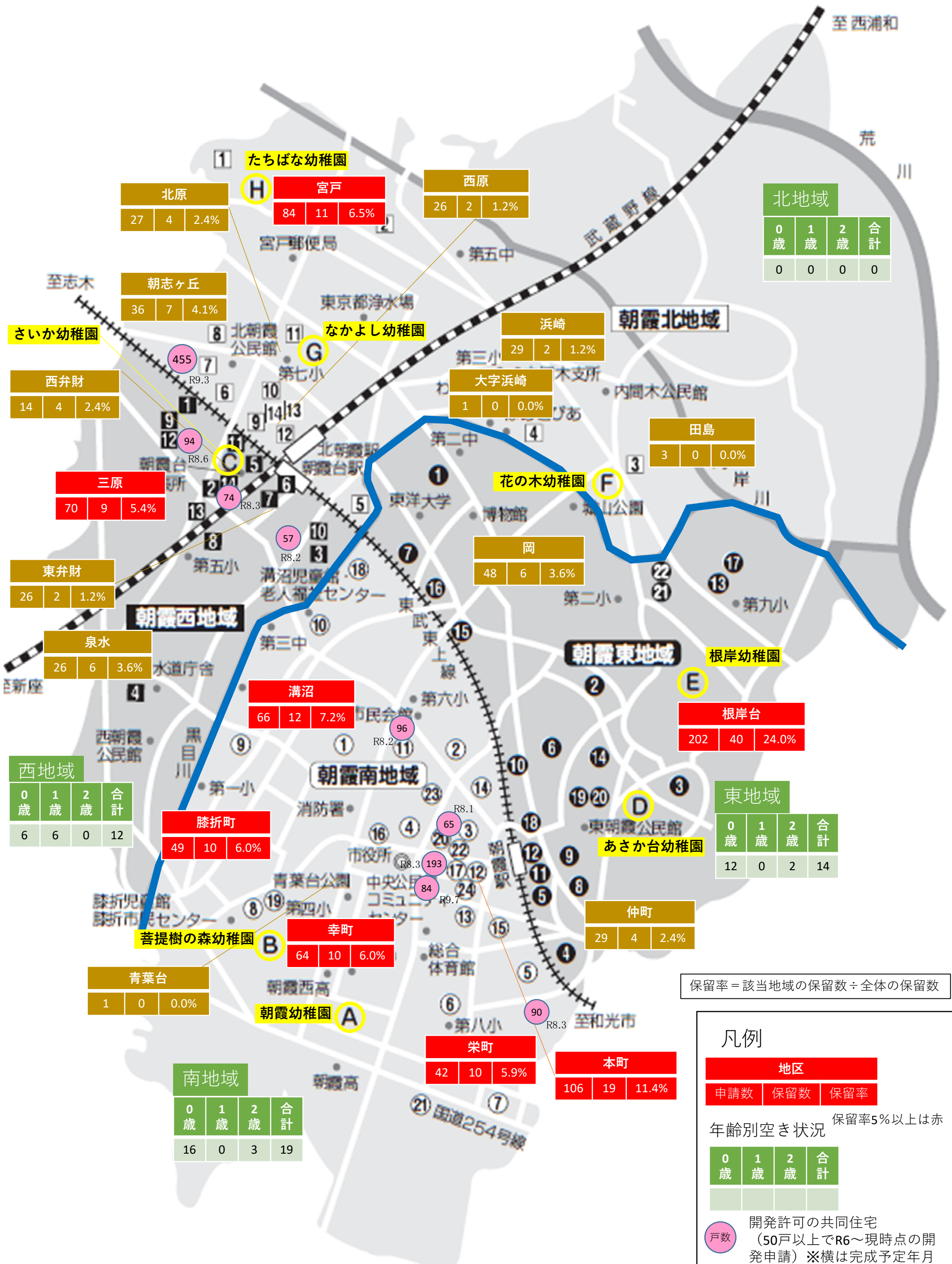
※保育所等は、保護者へ保育の再開をメール等で連絡する。

7 その他注意点

本ガイドラインに記載している内容以外にも、状況に応じた対応を柔軟に判断し、行動すること。また、避難場所や緊急時における行動など、日頃から保育所等ごとにマニュアルを作成し、訓練を実施すること。

地区別の保留状況と空き状況（0,1,2歳） 別添4

令和7年6月17日作成



公設放課後児童クラブの入所保留児童数（令和7年4月最終選考時点）

クラブ名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1小（膝折放課後児童クラブ）	1	0	1	0	0	0	2
2小（岡放課後児童クラブ）	2	4	41	7	1	0	55
3小（浜崎放課後児童クラブ）	0	1	2	8	1	0	12
4小（幸町放課後児童クラブ）	3	7	27	2	1	0	40
5小（泉水放課後児童クラブ）	0	2	4	13	1	1	21
6小（本町放課後児童クラブ）	4	24	28	2	0	1	59
7小（朝志ヶ丘放課後児童クラブ）	0	0	0	1	0	1	2
8小（栄町放課後児童クラブ）	0	2	5	19	0	3	29
9小（根岸台放課後児童クラブ）	2	2	9	7	0	0	20
10小（溝沼放課後児童クラブ）	0	0	0	0	0	0	0
計	12	42	117	59	4	6	240

令和8年度放課後児童クラブ申請者の見込み（令和7年6月24日作成）

別添5-2

学区・児童クラブ名	定員 (A)	現1年生の 在籍数 (B)	令和8年度申請が見込まれる新1年生 児童数 (C)	令和8年度申請が見込まれる新1年生と新2 年生の児童の合計 (D)=(B)+(C)	(D)/(A)	通学区域にある民間の放課後児童クラブ	
1小（膝折放課後児童クラブ）	130	51	44	95	73%	なし	
2小（岡放課後児童クラブ）	122	71	70	141	116%	キッズクラブさいか本町 あおぞら・つばさ・はばたき	
3小（浜崎放課後児童クラブ）	148	60	70	130	88%	キッズクラブあさか浜崎	
4小（幸町放課後児童クラブ）	98	49	58	107	109%	キッズクラブさいか本町 あおぞら・つばさ・はばたき	
5小（泉水放課後児童クラブ）	125	50	86	136	109%	あさかだいアンジュクラブ	
						西弁財どうさん放課後児童クラブ	
						東弁財どうさん放課後児童クラブ	
6小（本町放課後児童クラブ）	115	65	108	173	150%	キッズクラブさいか本町	元気キッズキャンパス
						キッズクラブさいか本町 あおぞら・つばさ・はばたき	さつき放課後児童クラブ
						キッズクラブさいか本町けやき	本町アンジュクラブ
7小（朝志ヶ丘放課後児童クラブ）	150	56	53	109	73%	キッズクラブあさか浜崎	
						あさかだいアンジュクラブ	
8小（栄町放課後児童クラブ）	135	62	103	165	122%	キッズクラブさいか本町 あおぞら・つばさ・はばたき	さつき放課後児童クラブ
						キッズクラブさいか本町けやき	たまみずきっず栄町
						元気キッズキャンパス	
9小（根岸台放課後児童クラブ）	80	39	50	89	111%	なし	
10小（溝沼放課後児童クラブ）	140	36	65	101	72%	たまみずきっず溝沼	

(B) 公設放課後児童クラブ在籍の1年生人数（令和7年5月1日時点）

(C) 朝霞市で認可している保育園に入園中の市内在住5歳児人数（令和7年6月24日時点）。左記条件で抽出し、児童所在住所から学区ごとに分類し算出。

子育て支援センターにおける一時預かり事業概要案

1 経 緯

本市においては、公設公営2園、公設民営1園、民設民営1園の計4園において一時預かり事業を実施しているものの、なじみのない保育園に子どもを預けることに不安を覚える等の意見があるため、普段から子どもを連れて遊びに来ている子育て支援センターでの一時預かり事業を実施するもの。

2 実施場所 子育て支援センターおもちゃ図書館なかよしぱあく

3 実施方法 「NPO法人なかよしねっと」との業務委託

4 定 員 最大5人まで（原則、0歳6か月から3歳までの乳幼児）

5 実施日時 月曜日から金曜日
午前10時～午後0時30分、②午後1時30分～午後4時

6 運営体制 基本は、職員2名での実施を予定

7 利 用 料 750円（1回 2.5時間）

8 利用方法 予約制

9 歳 入 （国）子ども・子育て支援交付金（補助率1/3）
（県）一時預かり事業費補助金（補助率1/3）